

税理士が教える！

# インボイス導入後の 出ていくお金と かかる手間 の話

いよいよ10月から始まるインボイス制度。目前なのに戸惑いがある…

- ✓インボイス導入後の納税額？
- ✓いわゆる2割特例について
- ✓消費税の申告で事務作業が増える？

ホントに知りたいことを  
解説します！

■日 時： 令和5年8月10日（木） 10：00～11：30

■会 場：群馬産業技術センター 2階 会議室（D-207）  
前橋市亀里町884-1

■参加費：無料

■定 員：先着10名

■対 象：県内の小規模事業者の皆様

■講 師：よろず支援拠点コーディネーター  
新井 勇樹（税理士）

■内容

1. 改めてインボイスの再確認
2. 影響額をズバリ試算
3. 2割特例ってなんだ!?
4. 消費税の申告はどうするのか

【お申込みは、下記の必要事項をご記入いただき、FAXをお願いします。】

## 申込FAX：027-265-5075

申込日	/
社名（業 種）	（土業、コンサルタントの方の参加はご遠慮ください） （業種： ）
住 所	〒（ ）
氏 名・電話番号	（電話番号： ）
E-mail	@
どちらでお知りになりましたか。	よろずHP・メルマガ・機構HP・DM・その他（ ）

●参加希望者定員になり次第締め切ります。  
●この申込用紙にご記入いただく個人情報は、当機構が定める個人情報保護の基本方針に則って厳重に管理し、事業のご案内アンケート調査等に利用させていただきます。  
官公庁以外に第三者提供はいたしません。